

議会運営委員会 議事録

日時 令和8年7月24日（金）

10:55～

場所 第1・2委員会室

委員名 □委員長 齋藤俊夫 □副委員長 岩佐秀一 □委員 竹内和彦 □委員 遠藤龍之
□委員 岩佐孝子 (□議長 伊藤貞悦 □副議長 大和晴美)

欠席者なし

傍聴希望あり1名

次 第

1 開会宣告【委員長】

撮影許可

傍聴許可

2 報告並びに連絡

3 協議事項

【委員長】岩佐孝子委員の除斥。

【岩佐孝子委員】傍聴が許可されているのに、自分が除斥されるのは。中身を聞かせていただければ、理解が深まる。

【委員長】自由闊達な意見交換、協議からは席を外してもらいたい。

【遠藤達之委員】公になってきていることなので、同席でいいのでは。

【竹内和彦委員】自由闊達な意見のために、席を外してもらいたい。

【副委員長】当人がいるというのは会議が難しい。

【委員長】以上のことから、退席願う。

(岩佐孝子委員除斥退室)

(1) 決議案検討について

【委員長】案を配付したので目通し願い、協議を行う。タイトル案から協議をしたい。資料の説明を行った。

(資料は除斥委員及び傍聴人には配付しない。地方自治法第117条（除斥）及びプライバシーに関わる当事者協議事項であるため、除斥委員を含み委員以外の外部（報道機関含む）への資料提供は行わない。)

【委員長】具体の協議を進めていきます。タイトル案は決議案の内容を踏まえて整理するため、後ほどとしたい。決議案の校正1～6の展開の仕方はどうか。

【副委員長】時系列的に整理されているのでいい。

【竹内和彦委員】概ねいい。

【委員長】これでよろしいか。

【遠藤龍之委員】ここで決定には、よく読み込んだうえで結論を出したい。トイレ設置から始まっている、参考人招致が正しいのか、これまでも提起している。慎重に、本人の確認も含めて、申立人の話も聞く必要があるのではないか。この場では賛成しかねる。提出するとなれば、この確認を正確に行いたい。

【委員長】ここで、はい終了、読んできてくださいの解散ではなく一定程度の協議を行うべきではないか。

【遠藤龍之委員】二人の委員はこの内容でいいという。協議するといって何をするのか。

【委員長】決議案を示すのに時間をいただいたのは、詳細に事実確認を行っていたためである。この内容を説明し協議することで、基本的な理解が深まるものと感じる。

【遠藤龍之委員】いいのか。

【委員長】委員長が案を示したものを説明する。

【遠藤龍之委員】協議にならない。

【委員長】委員長が取りまとめることに了解は得ている。説明する。前文、参考人に対する質疑が、質疑の範囲を逸脱し、議会の場にふさわしくない、不適切なものであった。

【遠藤龍之委員】異論はある。これまで見せられた資料も返却している。全て確認することはできない。一方で議長を中心に検討し、対応してきた流れもある。謝罪の場においてさらに要望が出てきたという段階から、責任のある対応が求められる。パワハラ自体は否定しないが、申立人が求める内容が法的にどうなのか私は確認したい。

【委員長】議長から議運に諮問されたこと。一回目の委員会で整理メモを出して、全協で報告し、1年以上長引いているこの問題の決着をつけるために進めるように考えている。資料が回収されたというが、全協の中でも局長から事務局に備えいつでも閲覧できると伝えてある。細部は別にして本質的な内容を示すために今回案を示している。それを持ち帰っていただくのはもちろん構わない。2の事案の経過と問題点、三点にまとめている。内容がどうかということの問題提起してもらいたい。

【副委員長】いいと思う。

【委員長】3の議会としての姿勢と評価、五点記載した。

【竹内和彦委員】わかりやすい。

【遠藤龍之委員】不正確だと思う。参考人招致ということと、度重なる注意を軽視し、の部分。

【委員長】4の当該議員への猛省を促す。三点の決議内容。侮辱発言を認め、自発的に真摯な対応に努める、が肝要。本人の理解のもと、決議を受け、対処されたい内容である。

【委員長】5は再発防止をこのように示したらどうかということ。二点目では議会としての再発防止の決意。三点目には開かれた議会運営を込めた。全体として標記にどういう侮辱発言をしたとは入れていない。総体的によろしくない発言があったことから、当該議員に猛省を促し、参考人の名誉回復を図ることを念頭に置いている。

【副議長】全体として読んだ人が感じると思う。議会と本人が区別されているのでいいと思う。

【議長】一つは「侮辱的発言」と「不適切な発言」では重みが違って来る。議員として不適切な発言のほうが全体的な言葉の重みでいいと思う。山元町議会は議場においてと限定されているが、議員として、責任の範囲をみんなで考えるといいと思う。

【委員長】議長の問題意識はその通り。今回の事案に照らしてみたときに、一般論として場面を分けた言葉の取扱いをするべきと感じた。

【遠藤龍之委員】議論に入ることの始まりは、諮問に入る前に、回答案にこれでいいかということを全協で示すことが始まりではなかったのか。そのため、これまで進行中のことを解決してからではないのか。また、諮問の目的が問責を作ることが目的なのか。議長の目的が定かではない。決議案はそれぞれの考えだから構わないが。どうしてもやらなければならないとすれば、議員提案でもいいのでは。そもそもの回答案はどうなったのか。そういうことを含めて私は違うのではないかと発言した。

【委員長】検討の後戻りに近い認識を言われた。要望と対応の動きの中で、諮問を受けたことから個別ではなく一括対応が望まれるのではないかと、進めてきたこと。

【遠藤龍之委員】私は否定しているわけではないが、なかなかこのような内容で結論を出す段階に入っていない。確認したいのは、回答する件はどうなったのか。申立人が納得すればいいのではないのか。

【委員長】正副議長及び事務局に確認をしながら、ことを慎重に進めている。要望事項に対する個別の回答は本人も望んでいないということから、一括回答としたいとしてメモや時系列を整理して今回決議案を示している。

【議長】申立人からの要望に対する回答はしているが、申立人は持ち帰り考えますといったところまで。そのことを確認してほしい。

【委員長】議会として一括した整理をするために進めている。遠藤委員には確認することを確認してもらって。岩佐孝子委員が発言したいようなので、ここで入出を許可したい。

(岩佐孝子委員除斥解除)

(問責決議案を配付)

【委員長】岩佐孝子委員から発言を求める。

【岩佐孝子委員】議長から口頭厳重注意を受け、そのことで終わったものと思った。議長がそこで謝罪をしたが、自分もと思ったが、なかなか機会に恵まれなかった。議会に対しての要望が出てきたことから議長をとおしてと思ってきたが、この6月に本人に会うことができた。人権擁護委員会からの不処分も届いたし、議員からの二次被害などは私自身がそうしているわけではないと伝えたい。当初からどおり真摯に対応していきたい。

【委員長】本人からの話があったが、それに対する確認はあるか。

【遠藤龍之委員】なし。

【委員長】この問題は去年の発言から生じたこと。

【遠藤龍之委員】そうことは全体で行うべきではないのか。

【委員長】議運は諮問を受けたことを話題としている。発言を控えていただきたい。良識のある対応を願う。岩佐委員から話があったが、問題の発生と展開を厳粛に受け止めてもらわないと、議運で進めたとしても。正副議長含め事務局と相談しながらこの場に臨んでいる。整理の仕方は議会として行う。前議長時代に嚴重注意は終わっているのに、議会としての姿勢を示す問責にしたいということである。そのためには本人の理解と協力も必要である。しかし、謙虚に受け止めてもらえないと。申立人と会う機会があり、別な手段もあったのに、それをどの程度やったのかは、定かではないが。

【岩佐孝子委員】前回申立人からお祭りなどの場面ということも話に出された。本人を確認できなかったこともある。確認しても、個人でではなく公的にということも考え、議長にも公式にお詫びをしたいということを伝えていたが、やっとこの6月にその機会が得られた。電話じゃなくても住所がわかれば行けばいいだろうといわれたが、個人的なところに行ってもいいかという思いもあり、申立人にも伝えている。そういうことのやりとりも加味してほしい。すべて要望書に議会が対応する必要があるのかという疑問もある。これからの文面を考えると、考えてほしい。すべて私の責任かと言われればそのようかとも思うが、そもそも論もあるのではないかと。皆さんの時間をもらっている。

【委員長】行動に移さなければ思っているかわからない。

【岩佐孝子委員】本人だと認識できないこともある、申し訳ない。

【委員長】申立人は議会報告会にもきている。謝罪する気があれば機会があったのではないかと。また、議会に対しての謝罪を思っているというが、前回議運の後の説明時点で、次の全協でお話したらどうかということを伝えたが、発言がなかった。いまいわれても、タイムリーな対応ではない。そのことが問題を長期化させているのではないかと。人権擁護委員会からの調査に謝罪の意思ありとして不処分となった、それが3月。そういうことを真摯に受け止められないと問題を解決できない。議員個人の問題だけではなく、本町議会の問題となっている。どう認識しているか。

【遠藤龍之委員】取り調べの場ではない。謝罪したがそれが足りないということは、議運の意見ではない。委員長自身の考えではないのか。詰問調ではないのか。決着していない中でそういう対応は望ましくないのではないのか。

【委員長】時系列整理をして、本人の話を聞いて、ほかの委員会意見がないということから、委員長として聞いている。

【遠藤龍之委員】そういうことであれば、時間設定も考えなければならない。会議の詰め方を含めて、正副議長と事務局に確認しながら進めているといわれているが。

【委員長】冒頭からそういった話をしている。確認をしたうえでまとめなければいけないという思いからやりとりをしている。岩佐議員に長引いている件を訪ねたが。

【岩佐孝子委員】謝罪をした際に申立人に申し訳なかったと思っている。個人宅に行くことはストーカー的に思われるのも懸念した。やっと状況が動き出した。これまでのことは大変申し訳なかったと思っている。私自身思い悩んでいる。途中で名前が出た人が辞めたということもあり、なぜ名前を出さなかったのかは不処分だったので、議会だよりも出さ

なかったのかと思っている。いろいろな方と寄り添ってやっていきたい。課題解決に向けていきたい。

【委員長】そういう気持ちであれば、後ほど説明する問責決議案の内容に対する気持ちを持ち合わせているということでもいいか。

【岩佐孝子委員】これからのことということでとらえる。

【委員長】本人の問題意識が、早く決着するために、理解と協力を得たい。決議案の整理を説明したが、今回は懲罰ではない、問責決議として受け止めてもらうもの。議会としてもしっかり対応し対応を明らかにするという思い。基本的に、本人から前向きな理解をもったことで確認を終える。

【委員長】次回に向けて、決議案の内容を検討し進めていきたい。修正などあれば委員長が事務局にお願いしたい。次回日程は、8月6日の10時からとしたい。7日執行部全協ののちに、本日と次回の委員会結果の報告を行いたい。お盆時期もあるが、9月議会に向け進めていきたい。

(2) その他

4 その他

5 閉会宣告【委員長】

(閉会 12:38)